第2章 介護分野における技能実習制度

第2章 介護分野における技能実習制度

1. 我が国の技能実習制度とは

(1) 外国人技能実習制度の趣旨

開発途上国等には、経済発展・産業振興の担い手となる人材の育成を行うために、先進国の進んだ技能・技術・知識(以下「技能等」という。)を修得させようとするニーズがある。我が国では、このニーズに応えるため、諸外国の青壮年労働者を一定期間産業界に受け入れ、産業上の技能等を修得してもらうのが「外国人技能実習制度」である。この制度は、技能実習生へ技能等の移転を図り、その国の経済発展を担う人材育成を目的としたもので、我が国の国際協力・国際貢献の重要な一翼を担っている。

(※公益財団法人国際研修協力機構 HP「外国人技能実習制度」の趣旨より)

(2) 外国人技能実習制度の概要

技能実習制度は、技能実習生が雇用関係の下、日本の産業・職業上の技能等の修得・習熟 を内容とするものである。受け入れ方式は、企業単独型と団体監理型に大別される。

団体監理型の場合、技能実習生は入国後に講習(日本語教育、技能実習生の法的保護に必要な講義等)を受けた後、実習実施機関との雇用関係の下で実践的な技能等の修得を図る。 企業単独型の場合も講習の実施は必要であるが、実施時期については異なる。

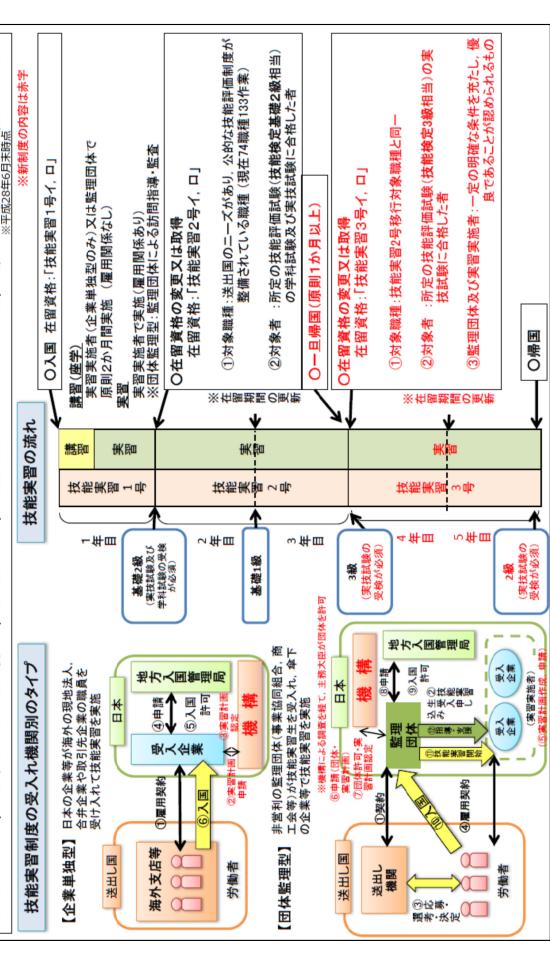
技能実習生は、技能修得の成果が一定水準以上に達していると認められる等して「技能実習2号」や「技能実習3号」への変更許可を受けることにより、最長5年間の技能実習が行える。

(3)技能実習の流れ

技能実習生は、技能実習1号修了時に、移行対象職種・作業についてそれぞれ技能検定基礎2級等(技能検定3級)に合格し、在留資格変更許可を受けると技能実習2号(技能実習3号)へ移行することができる。この場合、技能実習1号で技能等を修得した実習実施機関と同一の機関で、かつ同一の技能等について習熟するための活動を行わなければならないとされている。

を制して

- 0 J Tを通じて技能を (最長5年間) に限り受け入れ, 定期間 開発途上国等の外国人を日本で一 平成5年(1制度創設) 国際貢献のため, ±6 移転する制度。)技能実習制度
- 現在全国に約21万人在留している。 ※平成28年6月末時点 労働関係法令等が適用されており, 雇用関係の下, 入国直後の講習期間以外は, 技能実習生は,



厚生労働省 HP「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)について」 [技能実習制度の仕組み (新制度の内容を含む。).

4

2. 介護分野における技能実習制度について

技能実習制度は先のとおりであるが、「産業競争力の強化に関する実行計画」(2015年版(平成 27年2月10日閣議決定)等)に基づき、質の担保等、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習法の施行に併せて、技能実習制度の対象職種へ介護職種の追加を行うこととされた。

(1) 介護分野における技能実習制度の導入の背景

技能実習制度の対象職種への介護職種の追加については、技能実習制度の趣旨に沿って「人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的」とするものであり、介護人材の不足への対応を目的とするものではない。日本は他国と比較して、高齢化が急速に進展し、認知症高齢者の増加等、介護ニーズの高度化、多様化に対応しており、海外からは日本の介護技術を取り入れようとする動きも出てきている。こうしたことを踏まえれば、日本の介護技術を他国に移転することは、国際的に意義のあるものであり、技能実習制度の趣旨にも適うものである。

(※社援発1128第6号「外国人技能実習制度への介護職種の追加等について(通知)」)

(2)技能実習制度へ介護職種を追加するにあたって

技能実習制度に新たに職種を追加するためには、技能の修得等の程度を測る公的評価システム(「技能実習評価試験」又は「技能検定」)が必要となる。当該職種が技能検定に該当がない場合には、業所管省庁が同意していることを前提に、当該職種に関する技能実習評価試験を整備することとされており検討が行われた。

また、基本的な考え方は、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」 (平成27年2月4日)の内容を踏襲しており、下記3点を踏まえ、技能実習生に対し適切に 技能移転をはかることのできる評価システムの確立を目的としている。

- 1)介護職に対するイメージ低下を招かないようにすること。
- 2) 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の 改善の努力が損なわれないようにすること。
- 3) 介護は対人サービスであり、また、公的財源に基づき提供されるものであることを踏まえ、 介護サービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること。

引用)「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」

3. 介護分野における技能実習制度の作業の範囲について

技能実習の職種・作業の範囲においては、製造業の生産現場において多能工化が進み、多様な作業が行われているとの実態を踏まえ、平成22年1月に改正された「技能実習制度推進事業運営基本方針(厚生労働大臣公示)」において、「技能実習計画には、『移行対象職種・作業の技能検定等において評価される技能等』(下記「必須作業」により修得)に加えて、当該職種・作業に従事する日本人労働者が通常従事しているものとして、『関連する技能等』(下記「関連作業」により修得)を修得することを当該計画に含むことを妨げない。この場合、関連する技能等の修得にあてる時間は、全体の計画時間のおおむね半分以下とする。」とされ、関連する複数の職種・作業についても技能実習計画に含めたうえで実習することができるようになった。

それぞれの作業の概要については以下のとおりであるが、制度本旨である技能移転を達成するには、技能実習制度の考え方に沿って対応することが適当であるが、介護については、従来のものづくり等の対物サービスと性格が異なることから、「作業」ではなく「業務」として整理し(「外国人介護人材に受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ」)、移転すべき介護業務の具体的な内容を明示することが必要となった。

作業名	内 容	実習計画に 含まれる割合
必須作業	技能実習生が技能等を修得するために必ず行わなければならない作業。	おおむね半分以上
関連作業	「必須作業」に携わる労働者が、当該職種・作業の 生産工程において行う可能性がある作業のうち、必 須作業には含まれないが、その作業が必須作業の技 能等向上に直接又は間接的に寄与する作業。	おおむね半分以下
周辺作業	「必須作業」に携わる労働者が、当該職種・作業の 生産工程において通常携わる作業のうち、必須作業 及び関連作業に含まれない作業。	3分の1程度以下

※「公益財団法人国際研修協力機構」HP 「技能実習の職種・作業の範囲についての公表」より